平成２５年（フ）第１４５号
埼玉県上尾市東町１丁目２番21号　シティパレス上尾Ⅱ103
債務者　新井　治基
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
埼玉県蕨市中央４丁目２番９号
債務者　沖崎　秀美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
さいたま市緑区東浦和６丁目29番地７
債務者　佐藤　嘉則
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
さいたま市南区辻１丁目３番21号　西のハイツＢ101
債務者　椎名　　清
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
埼玉県鴻巣市鴻巣1207番地２　201号室コーポコスギ、旧住所埼玉県鴻巣市箕田301番地１　202号室エルディムホリエⅠ
債務者　田代　啓二
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
千葉県四街道市鹿渡933番地306
債務者　柳谷　深雪
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４３号
千葉県佐倉市太田2366番地24
債務者　蜂谷　美穂（旧姓鵜澤）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４号
新潟県長岡市堤町３番５号
債務者　名塚さとみ
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
岩手県奥州市水沢区字南丑沢４番地４
債務者　鈴木まつ子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１２号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字上六堂51番地
債務者　菊池　功一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１８４３号
さいたま市大宮区上小町1295番地３　ゆざわマンション102
債務者　佐々木英考
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―10―403
債務者　吉岡　克浩
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―10―403
債務者　吉岡　美沙（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
埼玉県川口市西川口２丁目７番７号　渡辺荘102号達川方
債務者　河城　優子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
さいたま市桜区大字下大久保761番地　風見鶏グランドハイツ107
債務者　小林　美保
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
埼玉県北本市本町５丁目２番地１　プレジール中村202
債務者　三浦　　眞
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
埼玉県戸田市大字新曽302番地の１　ミシマ弐番館201号室
債務者　奥山　通義
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係